

8. 課題解決に向けた施策～平成 27 年度に実施された施策～

これまで述べてきた中小企業・小規模事業者における課題解決のため各種施策が展開されている。数ある施策の中から事業者が受けられる支援内容ごとに主な施策を紹介する。

① 補助金事業

経営革新、販路開拓などイノベーションに取り組む事業者に対し、取組に係る設備購入や展示会出展などの費用のうち一定割合を補助する。

《申請のポイント》

- 申請する事業が地域、社会、顧客にどのような価値をもたらすかを明確に
市場ニーズや地域の課題などを十分に分析し、申請事業によって地域、社会、顧客にどのようなメリットをもたらすのかを明確にし、事業計画に織り込む。
- 自社の現状分析を行い「強み」と「弱み」を明確に
自社の現状分析を行い、中長期的な計画に反映させる。特に「強み」と「弱み」を明確にし、申請事業によって「強み」をどのように活かしていくのか、「弱み」をどのように克服するのかを検討し事業計画を作成する。
- 具体的なスケジュールと数値計画の策定
申請事業のスケジュール（設備の導入時期や新製品の開発時期）だけでなく、5年程度の中期的な事業計画と売上・利益の数値計画を設定し、その中での申請事業によって得られる効果を明確にする。
- 計算書類の透明性
計算書類が中小会計要領又は中小指針の適用を受け、透明性が高い事も重要なポイントである。自社の計算書類を見直す事は、補助金申請だけでなく経営管理においても効果の高い取り組みであり適切な会計基準に準拠させていくよう推奨する。

● 創業・第二創業促進事業 【イノベーション、事業承継】

創業だけでなく、第二創業（既存事業を廃止し業態転換、新分野へ進出）に係る費用の一部を助成。認定市区町村での創業のみが対象。

《第二創業》補助上限：1,000万円 補助率：2/3以内

補助対象：店舗借入費、設備費及び廃業登記等の廃業コスト

● ものづくり・商業・サービス革新事業 【イノベーション】

認定支援機関（三重県商工会連合会など）の全面バックアップによりサービス・ものづくり分野での新事業創出のための革新的な設備投資・サービス・試作品開発を行う事業者に対する補助事業。

《革新的サービス》

補助上限：一般型（1,000万円）コンパクト型（設備投資を伴わない700万円）

補助率：2/3以内

補助対象：機械装置、試作品原材料など

《ものづくり技術》

補助上限：1,000万円 補助率 2/3 以内

補助対象：機械装置、試作品原材料など

● 小規模事業者持続化補助金 【販路開拓、イノベーション】

小規模事業者の販路開拓に係る費用を支援。商工会等とともに経営計画を作成し経営に取り組む小規模事業者を支援。

補助上限：50万円

（従業員の処遇改善、雇用増・買物弱者対策の場合は 100万円）

補助率：2/3 以内

補助対象：チラシ作成費、ホームページ作成費、展示会出展費 など

● 下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業 【取引適正化、販路開拓】

親事業者の閉鎖・縮小の影響により売上げが減少する下請小規模事業者等が、新分野の需要を開拓するために実施する事業の費用を一部補助。

補助上限：500万円 補助率 2/3 以内

補助対象：試作品開発、展示会出展など

● ふるさと名物応援事業補助金 【地域活性化、地域資源活用】

都道府県が指定する地域資源を活用した新商品・新サービスの開発、販路開拓を行う中小事業者を支援。「地域産業資源活用事業計画」の作成が必要。

補助上限：500万円 補助率：2/3 以内

補助対象：試作品開発、展示会出展等に係る費用

● キャリアアップ助成金 【人的資源充実、人材育成】

非正規雇用の労働者の社員を無期・正規に転換するキャリアアップ等の取組みに対しての助成。人材育成や処遇改善に取り組むに取り組む事業者など様々な取組が助成される。

② その他の支援

補助金以外にも各種施策により中小企業・小規模事業者の支援体制が整っている。利用にあたって窓口が異なる。

《利用のポイント》

- ・ 税制をはじめ利用要件があり、事前準備が必要
- ・ 法改正など最新情報を入手できるようにする（商工会セミナーなど）

● 下請取引の相談窓口 【取引適正化】

「下請けかけこみ寺」（三重県窓口：三重県産業支援センター 総合相談課）、「下請違反申告窓口」による取引適正化支援。必要に応じて無料弁護士相談が受けられる。

● 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業 【取引適正化】

消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、全国に 474 名の転嫁対策調査官を配置。消費税増税転嫁拒否行為等の監視・取締りを強化。

- 下請取引あっせん、マッチングサービス 【販路開拓】
「ビジネス・マッチング・ステーション (BMS)」や三重県産業支援センターによる下請取引あっせん。BMS では、自社の希望する業種、設備、技術等の条件に合った製造委託等の受発注情報の提供インターネット上で行う。
- 事業引継ぎ支援事業 【事業承継】
2015年8月28日に中小企業の経営承継の円滑化に関する法律が改正された。経営承継に対し税制や承継資金借入など様々な優遇が受けられるようになった。これらの支援内容に対して情報提供、助言、実行支援をワンストップで行うために事業引継ぎ支援センターを設立（三重県事業引継ぎ支援センター：三重県産業支援センター内）。
- 事業承継円滑化のための税制措置等 【事業承継】
後継者（親族外含む）に対する会社株式の贈与・相続時に一部の納税を猶予する制度。適用には後継者が会社役員である事や雇用確保など条件がある。
 - 贈与、相続税の納税猶予措置
非上場株式の贈与・相続税（議決権の2/3以下が軽減対象）のうち80%が納税猶予を受けられる。
 - 事業承継時の株式取得、税納付等資金の貸付優遇
信用保証協会、政府系金融機関による貸付の優遇制度が受けられる。